さらに、本体事業の施行に伴う県道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、東北地方太平洋沖地震の津波による破堤等のために、洪水、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間について、その被害を軽減し、流域住民の生命及び財産を保全するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、阿武隈川流域の自治体の長からなる阿武隈川下流改修促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮城県岩沼市役所及び亘理郡亘理町役場

国会事項

衆議院

質問書提出

三月十八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

政務三役のメール使用等に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

産経新聞ソウル支局長に対する韓国政府の対応に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

産経新聞前ソウル支局長に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

参議院

質問主意書転送

三月十八日次の質問主意書を内閣に転送した。

限定正社員の働き方と正社員との格差に関する質問主意書（小見山幸治提出）（第七八号）

安倍内閣における「専守防衛」の定義に関する質問主意書（小西洋之提出）（第七九号）

憲法前文の平和的生存権に係る文言の趣旨に関する質問主意書（小西洋之提出）（第八〇号）

憲法前文と憲法の各条文の解釈の関係に関する質問主意書（小西洋之提出）（第八一号）

政治資金規正法第二十二条の三に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第八二号）

七・一閣議決定における内閣法制局設置法上の意見事務の実態等に関する質問主意書（小西洋之提出）（第八三号）

日米安全保障条約と集団的自衛権行使との関係に関する質問主意書（小西洋之提出）（第八四号）

人事異動

法務省

○定年退官

名古屋高等検察庁検事長崎正治は´検察庁法第二十二条の規定により三月十八日限り定年退官

官庁報告

労働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

北海道運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年北海道運輸局最低賃金公示第５号）、北海道海上旅客運送業最低賃金（平成９年北海道運輸局最低賃金公示第６号）、北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北海道運輸局最低賃金公示第２号）及び北海道漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年北海道運輸局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成27年３月20日

北海道運輸局長　渡邊　　良

1．北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金の一部を次のように改正する。

第２項中「うち」を「うち、」に、「基づき」を「基づき、」に改める。

第４項中「241,400円」を「242,500円」に、「224,950円」を「226,050円」に、「182,100円」を「183,200円」に、「172,950円」を「174,050円」に改め、同項⑴の表独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（専修科）の項の次に次のように加える。

独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専修、機関専修）	６月

第５項⑸中「期間毎」を「期間ごと」に改める。

2．北海道海上旅客運送業最低賃金の一部を次のように改正する。

第２項中「うち」を「うち、」に、「基づき」を「基づき、」に改める。

第４項中「238,300円」を「239,350円」に、「177,500円」を「178,300円」に改める。

第５項⑸中「期間毎」を「期間ごと」に改める。

3．北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「194,000円」を「195,300円」に改める。

4．北海道漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「194,000円」を「195,300円」に改める。

附　則

この公示は、平成27年４月19日から効力を生ずる。

北陸信越運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第２号）、北陸信越海上旅客運送業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第３号）、北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第４号）及び北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成27年３月20日

北陸信越運輸局長　徳永　　泉

1．北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「241,400円」を「243,350円」に、「224,950円」を「226,900円」に、「182,100円」を「184,000円」に、「172,950円」を「174,700円」に改め、同項⑴の表独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（専修科）の項の次に次のように加える。

独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専修、機関専修）	６月

2．北陸信越海上旅客運送業最低賃金第４項中「238,300円」を「239,300円」に、「171,700円」を「172,700円」に改める。

3．北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「194,200円」を「196,200円」に改める。

4．北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「194,200円」を「196,200円」に改める。

附　則

この公示は、平成27年４月19日から効力を生ずる。

国家試験

労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の合格者

第42回労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の合格者の受験番号を労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和48年労働省令第３号）第８条（同令第15条において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告する。

平成27年３月20日

厚生労働大臣　塩崎　恭久